

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

冠婚葬祭互助会の解約トラブル

【事例】

- 父が10年近く掛けていた互助会を解約することになったが、解約手数料を差し引かれた。長年積み立てたのに納得がいかない
- 母の葬儀後、母が別の互助会で積み立てをしていたことがわかった。葬儀にその互助会を利用していないため解約したが、これまでの積立額よりも少ない金額しか返金されなかった

【アドバイス】

- ▼冠婚葬祭互助会とは、掛け金を一定期間積み立てることにより、貯まった金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするしくみです
- ▼サービスを利用せずに解約する場合には、解約手数料がかかります
- ▼契約する際は、契約内容をよく確認しましょう
- ▼困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝7月4日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※7月3日☎15:30までに予約してください